6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The construction work of the Sendai-Fukushima area heavy rain radar system
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 May 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 11 July 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 11 July 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 11 July 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Tatsuya Suzuki, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年4月24日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　戸田　和彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　姫路鳥取線保守・長尾影石地区舗装工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取県鳥取市菖蒲地内
⑷　工事内容
【保守工事】　L＝61.9㎞
道路維持　1式
巡視・巡回工　1式
舗装工　1式
道路付属物復旧工　1式
道路清掃工　1式
除草工　1式
冬期対策施設工　1式
道路照明設備工　1式
応急処理工　1式
構造物撤去工　1式
雪寒
除雪工　1式
【アスファルト舗装工事】　L＝1.8㎞
舗装　1式
道路土工　1式
舗装工　1式
車道舗装　15,900㎡
橋面舗装　320㎡
路肩舗装　3,350㎡
排水構造物工　1式
縁石工　1式
踏掛版工　1式
情報ボックス工　1式
付帯設備工　1式
道路付属物施設工　1式
構造物撤去工　1式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年3月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　アスファルト混合物約7.9千ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（従来方式））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
③　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する試行工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。
⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、巡視・巡回工、道路付属物施設工について、申請書と併せて歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して通知する工事であり、詳細は入札説明書による。
⑦　本工事は、車道舗装の性能を規定し、舗装構造について受注者が監督職員に提案を行う工事である。
⑧　本工事は、舗装の供用後の路面性状について長期間保証する試行工事である。
⑨　本工事は、新設排水性舗装の排水性能を管理する性能管理型の試行工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
単体有資格業者にあっては、下記の⑴から⑽に掲げる条件を満足する者であること。
異工種建設工事共同企業体（以下、「異工種ＪＶ」という。）にあっては、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年4月24日付け中国地方整備局長）に示すところにより中国地方整備局長から「姫路鳥取線保守・長尾影石地区舗装工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加者の資格（以下、「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者（以下、「構成員等」という。）で次の⑹から⑺及び⑽に掲げる条件を満足する者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　次に掲げる競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
1）中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
2）中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「アスファルト舗装工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただしこの場合、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるアスファルト舗装工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること。（再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。
同種工事とは、下記の㋐、㋑の要件を満たす工事とする。
㋐　高速道路又は自動車専用道路を交通規制（切回、車線減少、片側交互通行、路肩規制）し、道路維持修繕として舗装工（オーバーレイ、パッチング、切削等）を実施した工事の実績を有すること。
㋑　アスファルト系舗装工事で、排水性舗装の表層面積が10,000㎡以上の工事の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐・㋑は同一工事でなくてもよい。
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　簡易な施工計画（緊急時に対応するための待機方法や連絡体制についての技術的所見及び排水性アスファルト舗装の品質確保に対する技術的所見）が、適切であること。